

○佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則

平成17年 6月22日

佐賀県規則第100号

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則をここに公布する。

佐賀県立21世紀県民の森設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立21世紀県民の森設置条例（昭和58年佐賀県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第2条 条例第4条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 指定管理者指定申請書を提出する直近2事業年度における決算に関する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(平26規則26・令4規則36・一部改正)

(指定の基準)

第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- (1) 佐賀県立21世紀県民の森（以下「県民の森」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- (2) 県民の森の平等利用が確保されること。
- (3) 前条第1号の事業計画書の内容が、県民の森の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(令4規則36・一部改正)

(休所日)

第4条 条例第4条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち県民の森の施設の休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、1

週間につき1日を限度とする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(平26規則26・令元規則14・令4規則36・一部改正)

(利用時間)

第5条 管理の基準のうち県民の森の施設（キャンプ場を除く。）の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(令元規則14・全改、令4規則36・一部改正)

(入場等の制限)

第6条 管理の基準のうち指定管理者が県民の森への入場を禁じ、又は退場させることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) めいてい、危険物の持込み等により、他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認められる場合

- (2) 県民の森の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合

- (3) その他指定管理者が県民の森の管理上必要があると認める場合

- 2 管理の基準のうち指定管理者がキャンプ場の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) キャンプ場の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

- (2) キャンプ場内の秩序を乱すおそれがある場合

- (3) キャンプ場内の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合

- (4) 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

- (5) その他管理上必要があると認める場合

- 3 管理の基準のうち指定管理者がキャンプ場の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

- (1) 利用許可申請書の内容に偽りがあった場合

- (2) 利用の許可を受けた者が、指定管理者の承認を受けずに利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
- (3) 定められた利用料金を納期限までに支払わない場合
- (4) その他指定管理者の指示に従わない場合

4 指定管理者は、第2項第5号の規定によりキャンプ場の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(令4規則36・一部改正)

(利用料金の承認申請)

第7条 指定管理者は、条例第5条第3項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

(令4規則36・追加)

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 県民の森の管理の業務に関する報告書
- (2) 決算に関する書類

(令4規則36・旧第7条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第38号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第14号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第36号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式(第7条関係)

利用料金承認申請書

佐賀県知事 様

年 月 日

指定管理者 所在地
名 称
代表者

佐賀県立21世紀県民の森設置条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 申請する利用料金の金額
- 3 維持管理に必要な費用
- 4 施設の利用予定者数
- 5 実施予定年月日

様式（第7条関係）

（令4規則36・追加）